東京都結核予防計画

~ 現代型・都市型結核の克服に向けて ~

平 成 1 7 年 1 2 月 東京都福祉保健局

目 次

はじめに ~ 計画策定にあたって ~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
結核について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 「結核」とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 結核は、いま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
現代型・都市型結核の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę
1 都における結核感染の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 現代型結核としての再興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 高齢者と結核	10
(2) 多発する集団感染 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3) 多剤耐性結核の脅威	13
3 都市型結核としての再興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1) 住所不定者の感染	15
(2) 外国人結核	17
(3) 若年層への広がり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
現代型・都市型結核を克服する都の戦略指針 ・・・・・・・・・・・	23
基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1 予防対策の徹底 (戦略1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(1) 予防接種 ······	24
(2) 健康診断(定期検診・定期外検診) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(3) その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2 適切な医療の提供 (戦略2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(1) 医療提供体制の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(2) 患者支援体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3 施策を支える基礎的取組 (戦略3) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(1) 調査研究	32
(2) 人材育成 ······	32
(3) 普及啓発 ·····	33
4 広域的な連携体制の構築 (戦略4) ・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(1) 区市町村との一体的取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(2) 結核根絶に向けた自治体連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
5 結核の実態を踏まえた法制度に向けて (戦略5) ・・・・・・・・・	36
(1) 半世紀ぶりの結核予防法の大改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(2) 結核予防法の廃止・感染症法への統合に向けた国の動向・・・	37
現代刑・都市刑結核の古服に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

はじめに ~ 計画策定にあたって ~

戦後間もない頃、結核は、我が国における死因順位のトップを占め、「国民病」、「亡 国病」などと呼ばれました。

その後、結核克服のための国を挙げた取組が進められ、一時は、根絶宣言が出されることも期待されましたが、逆に1999年(平成11年)7月、再興の兆候を受け、国は「結核緊急事態宣言」を出すに至りました。

全国の年間死亡者数が2千人を超える結核は、今なお、我が国最大の感染症です。

都内でも、年間死亡者数は2百人を超え、新たに登録される患者数も約4千人で推移しています。また、本年6月には、都内の学習塾を中心に、国が統計を取り始めた1992年(平成4年)以降、最大の規模となる結核の集団感染が発生しました。

結核は、現行の結核予防法が制定された1951年(昭和26年)当時とは大きく 変化した社会状況の中で現代的に変貌し、また人々の集積する大都市では、新たな発 現形態を示しながら存在し続けています。

しかし、現代医学を踏まえれば、結核は、克服不可能な病気ではありません。ただ、 その根絶には、正しい知識とこれに基づく予防、治療が必要です。

この計画は、21世紀初頭において、1,200万人が生活する大都市東京に顕著に見られる特徴を分析し、取り組むべき施策を示す、「現代型・都市型結核」を克服するための戦略指針として策定しました。

なお、本計画は、都知事の諮問を受け、東京都感染症予防医療対策審議会が答申した「『東京都結核予防計画』の策定に向けた基本的な考え方について」を都において具体化するものです。

また、本計画は、本年4月に施行された改正結核予防法第3条の4の規定に基づき、都が定める「結核の予防のための施策の実施に関する計画」であり、2005年(平成17年)から5年間を対象期間としています。